

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公共施設マネジメント課 管財担当室

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース新千葉 千葉市中央区登戸 2 丁目 2 番 7 号
工事等の名称	軽乗用・軽貨物自動車賃貸借契約（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市根本 3 8 7 番地の 5
種 別	自動車賃貸借契約
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日
契約金額	月額 7 1, 1 7 0 円（税込み）
工事等の概要	軽乗用 3 台・軽貨物 2 台の自動車賃貸借
随意契約の理由	当該契約車両については、令和 8 年 5 月 3 1 日を以てリース期間が満了となりますが、車両状態は良好であり、また、公用車の管理・運行に関する基準で定める、公用車を廃車する目安の経過年数（1 0 年）及び走行距離（1 0 万km）をともに下回り、安全面及び環境面を勘案しても走行可能と判断されます。 以上のことから、引き続き同車両の使用を希望することから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号により上記業者から見積書を徴するものです。